

令和2年1月（令和元年度第10回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和2年1月24日(金曜日) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員（15名）12番欠番

委員	1番	坂	口	利	邦
委員	2番	内	倉	孝	子
委員	3番	富	永	浩	二
委員	4番	白	田	利	秋
委員	5番	中	嶋	睦	巳
委員	6番	中	村	重	治
委員	7番	上	岡	ヒトミ	
委員	8番	永	野	易	美
委員	9番	大	窪	輝	則
委員	10番	藤	井	勇	次
委員	11番	福	田	智	浩
委員	13番	冷	水	正	行
委員	14番	吉	永	良	行
委員	15番	福	園	幸	雄
会長	16番	鶴	岡	和	喜

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員 15番 福園幸雄 1番 坂口利邦

6. 議 題

議案第38号	農地法第3条許可申請の件について
議案第39号	農地法第5条許可申請の件について
議案第40号	農業振興地域整備計画変更の件
議案第41号	非農地証明の件
議案第42号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告

- 1 農地利用集積計画の解約について
- 2 あっせん委員の選任について
- 3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘

10. — 閉会 —

第 10 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第 10 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」御着席ください。</p> <p>本日の農業委員の出席は、15 名中 15 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、15 番の福園幸雄委員と 1 番の坂口利邦委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 38 号から議案第 42 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他になります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 38 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 38 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 5 件の申請です。全て所有権移転で、贈与が 1 件と売買が 4 件であります。贈与の 1 件は、田が 1 筆の 1,969 平方メートル、畑が 1 筆の 3,143 平方メートルです。また、売買の 4 件の内訳は、田が 4 筆で 3,874 平方メートル、畑が 1 筆で 1,329 平方メートルとなっています。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏、子への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆、田が 1 筆で 1,969 平方メートル、畑が 1 筆で 3,143 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が 1 筆で 1,329 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番、田が 1 筆で 1,347 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇町の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番外〇筆で、田が 2 筆で 1,537 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番で、田が 1 筆で 990 平方メートルです。</p> <p>以上、5 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件な</p>

事務局	<p>ど農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から5番まで5件の申請です。お目通し下さい。</p>
議長	<p>それでは審議に入りますが、まずは3番に福田委員の関係する案件があります。福田委員の退席をお願いいたします。（福田委員退席）</p>
議長	<p>それでは、番号3番の福田智浩委員の関係する案件について審議します。</p> <p>異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしとのことですので、番号3番については提案どおり許可することに決定いたしました。（福田委員入室・着席）</p> <p>つづきまして、3番を除く他の4件の案件につづきまして審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第38号農地法第3条許可申請の件については、申請どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第39号農地法第5条許可事業計画変更申請の件「5-1-29」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可事業計画変更申請の件「5-1-29」についてご説明いたします。この案件は、令和元年10月15日付けで既に許可になっている分でありまして、事業内容についての変更申請が出ておりますので、今回提案させているところでもあります。</p> <p>申請人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇氏です。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外3筆、田が3筆で1,378平方メートル、畑が103平方メートルで、申請地の面積については変更ありません。転用目的については、変更前が、加工場、事務所、駐車場で申請がなされておりましたが、今回、変更申請ということで、駐車場で全面使いたいということで申請が出ております。当初の県の許可日は記載のとおりであります。当初計画では、申請地に加工場等を建築する予定であったが、予想以上に地盤が脆弱であり、また、計画以上の盛土をしないと排水への勾配が取れないことが分かり、既存の駐車場に加工場等を建築し、申請地を駐車場として利用するように事業計画変更をしたということで申請が出ております。</p> <p>場所についての説明は省略させていただきます。配置図については、掲載してありますように、申請地全面を舗装し、来客用、従業員・資材搬入用車両併せて51台分の駐車スペースを確保し、雨水等の排水については、県道側の用排水路へ流すように計画されています。なお、県道と同じ高さまで盛土をする予定ですので、水路を三面のコンクリート張りにして、県道からの出入り口になることから蓋をすることで、現在の流れに影響が出ないようにするということでもあります。</p> <p>なお、水路の使用については土地改良区と協議済みであります。最初の計画ではここに加工場等を建設する予定でありましたけれども、先ほども申し上げたとおり、道路対面の、いま新村畜産さんが駐車場として利用されているところに、加</p>

事務局	<p>工場と事務所を建設しまして、その分の駐車場がなくなる分を申請地の方にもつてくるという計画で変更がなされているところであります。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-29」については、只今事務局が説明しましたけれども、駐車場に変更申請されました。現地調査は昨年5月の申請の段階で調査されております。駐車場で全面使いたいとの変更申請の件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、異議なしということですので、議案第39号農地法第5条許可事業計画変更申請の件「5-1-29」については、町委員会としては許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第40号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-7」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第40号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-7」について説明いたします。申請人が肝付町北方〇〇〇番地〇〇団地〇〇号、〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町北方字〇〇 〇〇〇番外1筆、畑で997平方メートルとなっています。用途につきましては、農家住宅と農業用倉庫を整備したいということで、現在、借家住まいであり手狭になったため、祖父所有の申請地を譲り受け、持ち家を建築し永住したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分は農振除外後が、第1種農地の集落接続施設に該当すると思われまます。この案件につきましては、現地調査を12月の現地調査日にしておりますけれども、12月に1回、一般住宅で申請が出ましたけれども、現地調査の時点で検討されまして、農家住宅等に変更したいということでしたので、一旦取り下げをして頂きました。そのようなことから、現地調査はその時点で行ったということで今回はしておりません。場所につきましては、国見トンネルを過ぎまして、内之浦の市街地に向かいますと〇〇がありますが、その手前を左折いたしまして、北側へ約700メートル進みますと、〇〇団地がありますけれども、その手前に申請地があります。配置図については、〇〇〇番〇の土地を一部分筆しまして、全体で997平方メートルを使用して、農業用倉庫と農家住宅を図のように配置するというものです。なお、浄化槽等の排水は西側の側溝に流す予定ですが、今回の図面には記載がありませんが、今度5条申請が提出されたときの図面には、記載されてくると思います。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします</p>
議 長	<p>はい、「変-1-7」について、2人の委員が12月に現地調査をされております。福園委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
福園委員	<p>15番、福園です。「変-1-7」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>いま事務局から説明がありましたように、12月に調査をしたところでありまして、調査委員は私と、冷水委員、事務局、そして申請人の方が立ち会いのもと現地を調査いたしました。場所は〇〇団地入り口の東側にある畑になります。申請人は農業後継者で申請地の隣の土地で、親と一緒に牛を35頭ぐらい飼っている畜</p>

福園委員	産農家です。申請理由にありましたように、現在は借家住まいで、手狭になって来たということであり、祖父所有の申請地を譲り受け、持ち家を建築し畜産業に励みたいという若者であります。周囲の状況を見ましても用途変更による影響も何ら問題は無いかと思われました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。「変-1-7」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	「異議なしとの声あり」
議 長	はい、それでは異議なしということですので、議案第 40 号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-7」については、町委員会としては許可相当としての意見を付して進達することに決定しました。 つづきまして 4 ページをお開きください。 つぎに、議案第 41 号非農地証明の件「非-1-2」について、事務局が説明いたします。
事務局	議案第 41 号非農地証明の件「非-1-2」について説明いたします。申請人が肝付町後田〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番、畑で 424 平方メートルです。登記地目は畑になっておりますが、現況が原野になっているということでもあります。経緯につきましては、20 年以上不耕作状態であり、竹木が生い茂っているということで申請が出ております。場所につきましては、調査委員からの報告がありますので、省略させていただきます。 以上、よろしく申し上げます
議 長	はい、「非-1-2」についても、2 人の委員が現地調査をされております。永野委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。
永野委員	8 番、永野です。「非-1-2」について現地調査の報告をします。申請地は先ほどありましたように、後田〇〇 〇〇〇番です。1 月 20 日に大窪委員、私、事務局、そして申請に立ち合いで現地調査を行いました。場所は、〇〇から〇〇方面へ向かいますと、〇〇を過ぎて右側に〇〇荘のグループホームがありますが、その少し先を左折しまして、100 メートルぐらい行った左手になります。現地は竹や木が生えておりまして、大きな木は直径 40 センチぐらいの木が立っている状況でした。畑として耕作できる状況ではありません。非農地として特に問題は無いかと思われました。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「非-1-2」について、現地調査の報告がありましたが、この件について、異議、意見等ございませんか。
	「異議なしとの声あり」
議 長	それでは 異議なしということですので、議案第 41 号非農地証明の件「非-1-2」については、非農地として事務処理することといたします。 つづきまして 5 ページをお開きください。 つぎに、議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和 2 年 1 月分を事務局が説明いたします。
事務局	議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 1 月分につきまして説明いたします。
事務局	まず、1 番の所有権移転です。内之浦地区はありませんでした。高山地区の方で、

	<p>畑が1件の3筆で、5,921平方メートルとなっています。詳細につきましては次のページに掲載してあります。この件につきましては、12月の総会であっせん申込があった分で、認定農業者の方に売買が成立したものとなっております。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定です。先ず内之浦地区分ですが、新規設定はありませんでした。再設定で田が7件の12筆で11,994平方メートルです。高山地区は、新規設定で田が12件の40筆で27,599平方メートル、畑が8件の18筆で22,139平方メートル、再設定で田が25件の42筆で55,938平方メートル、畑が6件の19筆で32,652平方メートルでした。</p> <p>肝付町全体の合計ですが、田が44件の94筆で95,531平方メートル、畑が14件の37筆で54,791平方メートルでした。詳細につきましては、7ページに内之浦地区、8ページから11ページに高山地区が掲載してございます。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	はい、それでは所有権移転の案件から審議します。今月は所有権移転が1件あります。あっせんが成立したものです。先ずはお目通しをお願いいいたします。
議長	はい、それでは審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、1番の所有権移転の1件については、許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、利用権設定に入ります。</p> <p>内之浦地区7件、高山地区51件あります。お目通しをお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、まずは内之浦地区の7件の申請分から審議したいと思います。</p> <p>7件の申請について、異議、意見等ありませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の7件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の51件の申請分に移ります。お目通しをお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、高山地区の51件の申請について審議に移りますが、番号の23,24番に福田智浩委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。福田委員の退席をお願いします。</p> <p>(福田委員退席)</p>
議長	それでは利用権設定の23,24番について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の23,24番については提案どおり許可することに決定いたしました。(福田委員入室・着席)</p> <p>つづきまして、40番に中嶋睦巳委員の関係する新規の利用権設定の申請があります。審議したいと思います。中嶋委員の退席をお願いします。</p> <p>(中嶋委員退席)</p>
議長	それでは利用権設定の40番を審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】

議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 40 番については提案どおり許可することに決定しました。（中嶋委員入室・着席）</p> <p>引き続きお目通しください。</p>
議 長	<p>それでは、23, 24, 41 番を除く他の 58 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>以上で、議案第 42 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の件を終わります。議案については以上で終了しました。</p>
議 長	<p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。12 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」12 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合、所有権移転によるものです。合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p> <p>それでは、この件についてご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約通知について、通知がありました 12 件分の確認を終わります。つづきまして、13 ページをお開きください。</p> <p>つぎに報告・協議、2 番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 10 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あー1-35」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あー1-35」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町宮下〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、地目・面積は、畑が 1 筆 2,693 平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望であります。</p> <p>希望価格については、10 アールあたり 10,000 円で貸付期間は 5 年となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇組合から東に 100 メートルの所を左折いたします。</p> <p>120 メートル行った所の交差点から右に 3 枚目の所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは「あー1-35」のあっせん委員に、地区委員の中嶋委員と白田委員をお願いします。</p> <p>つづきまして、「あー1-36」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あー1-36」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が富山字〇〇 〇〇〇番〇、畑 1 筆で 2,104 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類が貸付希望で、希望価格については周辺相場で、貸付期間は 5 年で 4 月以降の貸付となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇から南へ 100 メートルほどの所を左折いたします。</p>

事務局	<p>20メートルほど行った右側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、それでは「あ-1-36」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-37」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-37」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が新富字〇〇〇〇番〇、田が1筆で651平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇ポンプ場から堤防を越えまして、上流へ100メートルほど行った右側の2枚目になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-1-37」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-38」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-38」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町野崎〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が新富字〇〇〇〇番〇、畑が1筆で2,704平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇から南へ200メートルほどの所を右折いたします。次の十字路を左折し、70メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-1-38」のあっせん委員に、地区委員の中嶋委員と白田委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-39」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-39」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇-〇-〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が富山字〇〇〇〇番〇外1筆、田が2筆で1,973平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は貸付希望で、希望価格は周辺相場で貸付期間は3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇工場の南側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-1-39」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-40」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-40」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が新富字〇〇〇〇番〇外1筆、田が2筆で806平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇集落センターの東側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>それでは「あ-1-40」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と大窪委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-41」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-41」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が前田字〇〇〇〇〇番〇外2筆、畑が3筆で3,654平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は貸付希望で、希望価格は周辺相場で貸付期間は3年となっています。</p> <p>場所につきましては、元〇〇の北側に、また東に30メートルの所を右折いたしまして150メートルほど行った所になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-41」のあっせん委員に、地区委員の上岡委員と藤井委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-42」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-42」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が宮下字〇〇〇〇〇番外1筆、田が2筆で5,003平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇分団詰所から南に150メートルほどの所に、また、ここから南へ200メートルの所を左折いたしまして400メートルほど行った交差点の所になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-42」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-43」と「あ-1-44」については、親子で関連がありますので同時に事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず「あ-1-43」について説明します。</p> <p>申出人が肝付町宮下〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が宮下字〇〇〇〇〇番外3筆、田が4筆で4,365平方メートルです。</p> <p>つぎに「あ-1-44」ですが、申出人が肝付町宮下〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、申出希望地が宮下字〇〇〇〇〇番〇、田が122平方メートルです。</p> <p>両申込書とも、あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇分団詰所の周辺に点在しております。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-43」、「あ-1-44」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、以上であっせん申出に係る10件の、あっせん委員の選任関係を終わります。つづきまして、18ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>

事務局	<p>はい、それではあっせん申出に係る整理について、18 ページから 20 ページに、譲渡、貸付、借り受け、譲受希望分の未成立分の積み残し分と、只今あっせん委員を決めて頂いた分が載せてあります。</p> <p>成立したものについては随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、あっせん委員になっている方で気づかれた点がありましたらお知らせください。未成立分が多く残っているようですので、あっせん委員になっている委員の方は、再度ご確認いただきまして、成立に向けての活動方をよろしく願いいたします。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、ただいま農地移動適正化あっせん申出の整理関係について、説明がありました。ご意見はありませんでしょうか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議長	<p>ないようですが、未成立分がまだ多く残っておりますので、あっせん委員になっている方は、活動を引き続きお願いいたします。</p> <p>つづきまして、その他に移ります。その他で何かありませんか、はい、事務局。</p>
事務局	<p>資料の諸連絡欄に書いておりますが、事務上の関係で、旧農家台帳システムが3月までで使用できなくなるということで、いま3年ぐらい前から全国版の農家台帳システムに切り替えている作業中であります。切り替え時期が迫ってきたということでありまして、利用権の更新通知等について、皆さんに毎月お渡ししておりますが、様式等が変わるということでもありますので、細かく説明をさせて戴きたいと思っております。よろしく願いいたします。（資料を基に説明）</p>
議長	<p>只今、説明がありました。利用権の終期が迫った方の分について、関係する委員へ2ヶ月前にお知らせする書類をお渡ししておりますが、その様式のみが変わるということで、利用権設定様式等については、今までどおりで変更はないということです。不明な点はそれぞれ事務局に聞いてもらって慣れてください。よろしく願いいたします。他にその他ありませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議長	<p>それでは無いようですので、次回の農業委員会定例総会は、2月25日(火曜日)に予定しておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは以上で、1月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前11時25分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和2年1月24日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 福園 幸雄

委 員 坂口 利邦